

平成29年6月2日

平成29年度 大阪市大規模事業評価実施方針

大阪市P D C A サイクル推進要綱第6条第1項第1号の規定に基づき、平成29年度の大阪市大規模事業評価の実施に関する方針を次のとおり定める。

第1 評価の実施

一定基準以上の事業費を要する大規模な事業について、その必要性、効果及び事業費の妥当性等の視点から評価する。

1 評価対象事業及び評価の時期

別表のとおり

2 評価の視点

- (1) 事業の必要性
- (2) 事業効果の妥当性
- (3) 事業費等の妥当性
- (4) 事業の継続性
- (5) 安全・環境への影響と対策
- (6) PPP/PFI手法等の検討状況

3 評価の方法

(1) 調書の作成

所管局は、当該事業について、大規模事業評価調書等を作成し、市政改革室に提出する。

(2) 有識者から意見をいただく

有識者会議において、先ず所管局が対象事業の説明を大規模事業評価調書等により行い、その後、有識者から意見をいただく。

(3) 有識者の意見のとりまとめ

市政改革室が、有識者会議で聴取した対象事業の必要性等についての意見をとりまとめる。

(4) 対応方針の決定

所管局は、有識者の意見を踏まえて対応方針を取りまとめ、大阪市としての対応方針を決定する。

第2 公表

大規模事業評価に関する情報は隨時公表し、市民に説明する責務を果たし、行政の透明性の向上を図る。

1 ホームページでの公表

次の情報について隨時ホームページへの掲載により公表する。

- ・有識者会議での配布資料一式、有識者の意見、有識者会議の会議録、対応方針

2 市民情報プラザへの配架

「審議会等の設置及び運営に関する指針」第7の5に基づき次の情報を市民情報プラザに配架する。

- ・有識者会議での配布資料一式、有識者の意見、有識者会議の会議録